

会議案第 2 号

所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出の件

所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日提出

芽室町議会総務常任委員会
委員長 広瀬重雄

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に参入しない」により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ている。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

北海道芽室町議会議長 高橋 源

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
法務大臣